

令和6年度 市費 市道路側等草刈委託業務  
特記仕様書

1 目的

本業務は、茅野市内にある主要市道において（別紙箇所のとおり）、通行車両や通行者の視認性を確保するとともに、日常的に道路施設等の破損状況を確認するため、5月から6月までに1回、8月から9月までに1回の年2回、主要な市道路側および法面等の草刈を行う。

2 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和6年11月29日までとする。

3 疑義

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合、受託者は委託者と協議のうえ業務を履行すること。

4 準拠する法令等

本業務の履行に当たっては、本仕様書に定めるほか、次の関係法令等に準拠して実施する。

- (1) 道路法
- (2) 道路交通法
- (3) その他の関係法令、諸規定、通達等

5 事業の実施に当たって必要な資格

本業務を履行するにあたり使用する機械等は、労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則に規定する有資格者等により操作すること。

6 秘密保持

受託者は、本業務の履行上知り得た事項について、業務中及び業務完了後においても一切他人に漏洩してはならない。また、本事業の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、目的外の使用及び第三者への提供をしてはならない。

7 損害賠償

本業務の履行に当たり、受託者が委託者並びに第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況および内容について委託者に速やかに報告し、その指示に従うこと。また、賠償等に必要なる負担は受託者が負うこと。

## 8 除草作業

本業務の履行時間帯について、受託者は作業に先立ち履行場所の状況を把握したうえで、作業に適した時間帯において行うこと。

本業務は、日常的に通行量の多い路線における作業であるため、交通誘導員B（昼間 交代要員無）を47人計上している。

除草作業は、路側草刈は「飛び石防護あり」、法面草刈は「飛び石防護無し」として積算をしている。

「飛び石防護あり」の作業においては、草刈り機で作業するもの以外に飛び石防護を担当する人員の配置を必ず行うこと。

## 市道路側等草刈委託業務 業務履行数量

### 1. 市道路線内

$$\text{総面積 } A = \text{総延長 } L=36.5 \text{ km} \times \text{刈り幅 } W=0.5 \text{ m} \times 2 = 36,500 \text{ m}^2$$

#### 主要幹線道路

1 級 36 号線 (鉢巻線)	延長 L=8.3km (車道路肩のみ)
2 級 17 号線 (清掃センター線)	延長 L=1.2km (車道路肩のみ)
2 級 10 号線 (グリーンライン)	延長 L=7.8km (車道及び歩道路肩)
2 級 35 号線 (エコーライン)	延長 L=7.3km (車道及び歩道路肩)

#### 下古田地区 (総延長 L=0.6km)

3B - 175 号線	延長 L=0.4km (車道及び歩道路肩)
3B - 176 号線	延長 L=0.1km (車道及び歩道路肩)
3B - 212 号線	延長 L=0.1km (車道及び歩道路肩)

#### 上原山工業団地 (総延長 L=3.0km)

4B - 3044 号線	延長 L=0.9km (車道路肩のみ)
4B - 3097 号線	延長 L=1.4km (車道路肩のみ)
4B - 3382 号線	延長 L=0.4km (車道路肩のみ)
4B - 3571 号線	延長 L=0.3km (車道路肩のみ)

#### 丸山工業団地 (総延長 L=1.9km)

2 級 18 号線	延長 L=0.1km (車道路肩のみ)
4B - 3611 号線	延長 L=0.6km (車道路肩のみ)
4B - 3651 号線	延長 L=1.2km (車道路肩のみ)

#### 御狩野地区 (総延長 L=6.4km)

1 級 6 号線	延長 L=2.0km (車道路肩のみ)
4B - 1164 号線	延長 L=0.5km (車道路肩のみ)
4B - 1184 号線	延長 L=1.5km (車道路肩のみ)
4B - 1204 号線	延長 L=0.4km (車道路肩のみ)
4B - 1228 号線	延長 L=0.4km (車道路肩のみ)
4B - 1304 号線	延長 L=0.5km (車道路肩のみ)
4B - 1311 号線	延長 L=0.3km (車道路肩のみ)
4B - 1352 号線	延長 L=0.2km (車道路肩のみ)
4B - 1373 号線	延長 L=0.2km (車道路肩のみ)
4B - 1394 号線	延長 L=0.2km (車道路肩のみ)
4B - 1399 号線	延長 L=0.2km (車道路肩のみ)

2. 市道法面

総面積 A = 15,810 m<sup>2</sup>

2 級 10 号線 総面積 A=3,670 m<sup>2</sup>

2 級 35 号線 総面積 A=5,030 m<sup>2</sup>

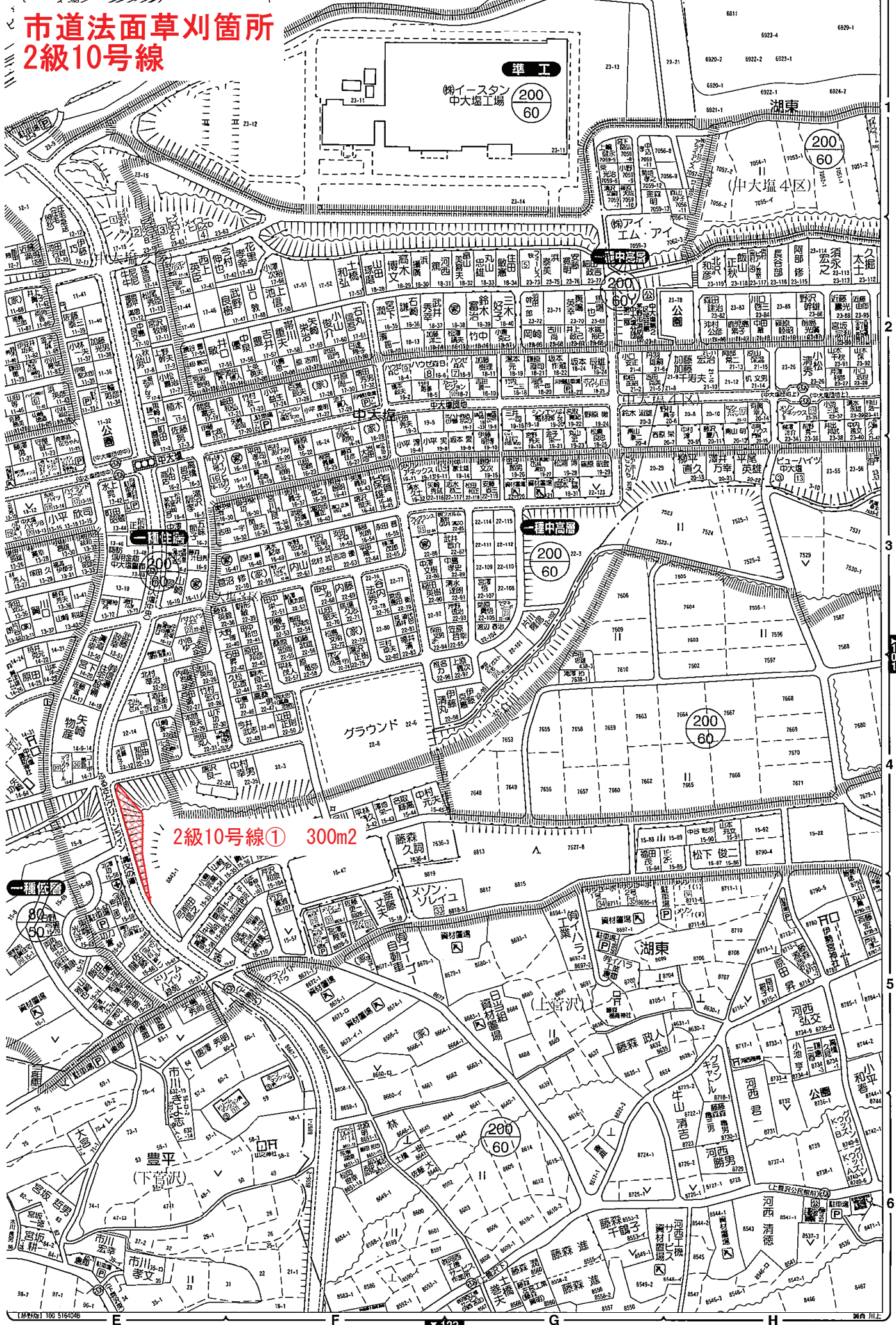
1 級 24 号線 総面積 A=200 m<sup>2</sup>

中大塩地区 総面積 A=4,650 m<sup>2</sup>

神之原地区 総面積 A=1,410 m<sup>2</sup>

下古田地区 総面積 A=850 m<sup>2</sup>

# 市道法面草刈箇所 2級10号線



「茅野市」湖東  
豊平、中大塩、米沢

調査測量設計  
**協同コンサル**  
〒277-7711 3181

土地・建物売買・仲介・賃貸  
**有平成不動産**  
〒542-1003  
電話 542103